

# 市民オンブズマンわかやま

ニュース NO130

発行責任者 畑中 正好

発行日 2018年9月3日

連絡先 和歌山市十二番丁10番地 和歌山合同法律事務所内 TEL 073-433-2241 FAX 073-433-2767

http://www.naxnet.or.jp/~wa\_obz/ Eメール hatanaka8048@gmail.com

## 情報公開の運用を考える

編集部座談会

### 「海苔弁当」は原則公開の精神に反する

#### 基本構想策定アドバイザリー契約

#### 中間報告や打合せ会議録

仁坂知事に、カジノ賭博場を作ることになる「和歌山ーR基本構想」策定に係るアドバイザリー業務に関する中間報告や打合せ会議録等の開示請求をしたところ全面非開示等で真っ黒塗りにされるという処分を受けたことに対し、審査請求を行い開示を求めて争っています。その内容をお伝えします。

阪谷 畑中さん。「和歌山ーR」というカジノ賭博場を造る問題に関連する公文書の審査請求をしていると聞きました。

迫間 全面非開示や、畑中 そうです。その内容をお伝えします。

眞っ黒塗りの資料で開示されたとか。そうなんですか。

阪谷 「海苔弁当」、まさにそのイメージだね。

迫間 そうです。その内容をお伝えします。

眞っ黒塗りにされて隠された部分を開示するよう求める審査請求です。

阪谷 それならば、オンブズマンのテーマではないですか。

迫間 そつですよ。畑中 そつなんです。が、請求したのが、「カジノ問題を考える和歌山ネットワーク」で知りたかった情報だったからです。

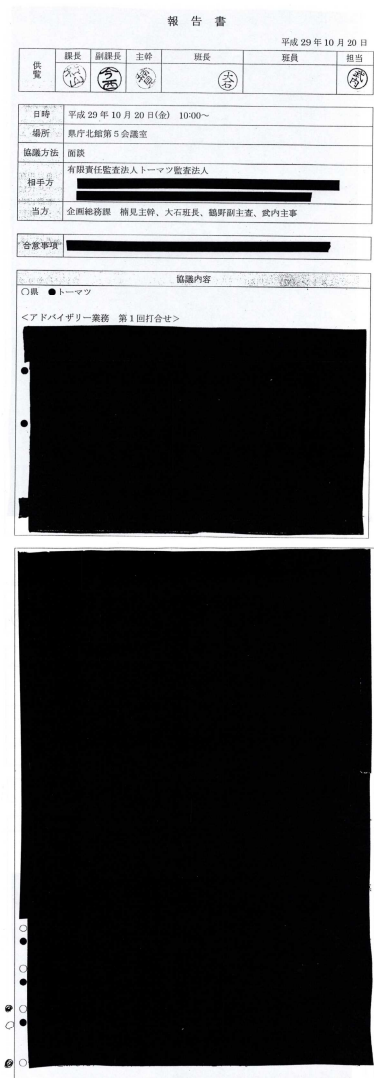
迫間 でも、情報の透明度を高める取り組みはオンブズマンでも共有しましょう。

阪谷 それを言えば、カジノもそうですよ。大会で、解禁反対決議をしていますから。

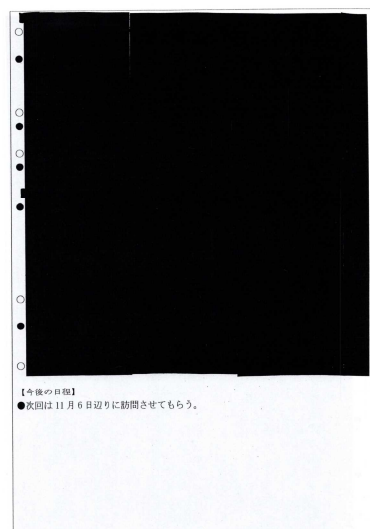
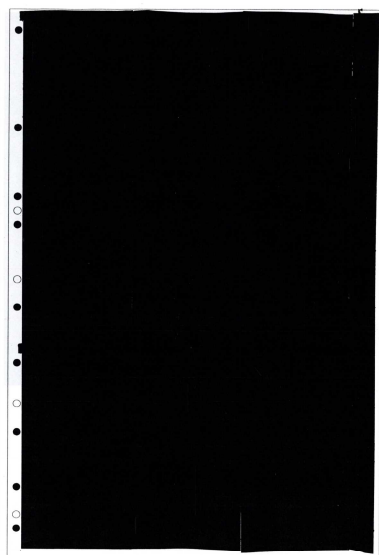
迫間 ですね。

眞っ黒にされた情報はそのような情報ですか。

畑中 県がトーマツとい



「海苔弁当」状態の開示資料



1面の続きのページです。

う法人に委託した、和歌山ーR基本構想策定にかかるアドバイザリー契約に基づいて行った県とトーマツとの打合せ議事録です。

### 仁坂知事

#### 何故隠すの？

阪谷 それこそ開示され



るべきではありませんか。 迫間 そうですよ。基本構想を作るに際して、どのようなことが話し合われていたかを、知ることとはとても重要です。 畑中 そつです。策定された結果だけでなく、それに至るプロセスでどのような議論をされたのか、県に都合良く誘導していないか、もしくは県民に知らせられない情報を隠していないか、などをチェックする必要がありますからです。

阪谷 じゃ、何故、隠すのですか。

畑中 決まっていますじゃ、ないですか。県民に見せては都合の悪い情報が書かれているからですよ。

阪谷 知られても不都合な情報でなければ隠さない、ですよ。

### よい県条例

#### なのに

#### 何故なの？

迫間 県の情報公開の条例は、原則公開ですよ。

畑中 です。

阪谷 よい条例と聞いていました。

畑中 はい。条例の前文には、「県が保有する情報は、県民の共有の財産」であること。「県民の知る権利」を尊重すること。県民に「説明する責務が全うされるようにするため」に制定していると宣言しています。

迫間 じゃ、すばらしい、じゃないですか。

### 仁坂知事の

#### 運用の問題

阪谷 なのに何故、海苔弁当になるのですか。

畑中 仁坂知事が条例の前文を理解せず、骨抜きにする運用をされるからです。

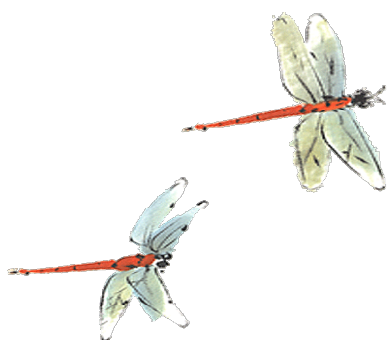
阪谷 仁坂知事の運用が悪いということか。

畑中 ということになりますね。

迫間 心配です。国では、公文書の改ざん、隠蔽が行われているじゃないですか。地方でもそれを真似しないかと。

阪谷 そんなことにならないよう、監視していかないと。

畑中 海苔弁当にされたら、開示せよと求めていくことです。



## 山下直也県議への住民監査請求の結果

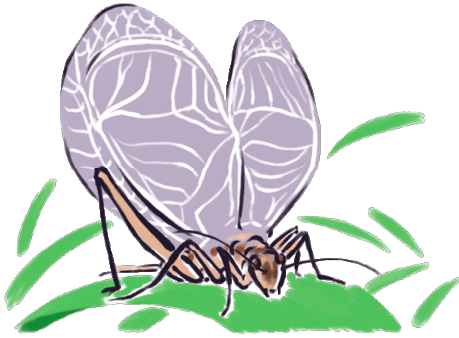
### 納得し難い請求棄却

阪谷 さて、6月7日に提出していた山下直也県議に対する住民監査請求の結果がありましたね。

畑中 はい、8月3日に届きました。

迫間 監査結果は、私達の請求が認められなかったですね。

畑中 そうです。請求「棄却」でした。



迫間 おさらいをしますと、2013年度の支出された政務活動費。

畑中 そうです。

迫間 それは2件あって、1件は、4月2日の東京で宿泊する夜に和歌山で飲食していることと、同じく6月7日の夜に和歌山で飲食していることを問題にしています。

畑中 そうです。で、4月2日の飲食代は、4月1日の夜の飲食代であったことを県事務局が確認したとして、4月1日に和歌山で食事をして4月2、3日に東京宿泊は可能ということです。

阪谷 えっ。領収書では4月2日になっているのよ、どのようにして

確認されたの  
でしょ  
うか。

畑中 事

務局が確認したというのでしようが。どんな証拠資料に基づいて確認されたかは一切不明です。

迫間 それはひどい。

阪谷 6月7日の分は？

畑中 「東京で宿泊した夜に和歌山市の会議で飲食していた」ことを不可能であるとの主張は、これを裏付ける証拠が見受けられないということです。

阪谷 普通の出張からするとあり得ないのではないですか、それは。

畑中 私もそう思います。



## 当面の予定

- 9月 3日 PM2:00～  
ニュース発送作業日
- 9月11日 PM3:00～  
政務調査費訴訟第12回裁判
- 9月20日 PM6:00～  
第3回全員会議  
(前号ニュースでは9月13日と  
なっていましたが誤りです。)
- 10月22日 PM2:00～  
編集会議
- 11月 5日 PM2:00～  
ニュース発送作業日
- 11月15日 PM6:00～  
第4回全員会議

## 裁判情報

### 県議・政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟

7月4日に第12回裁判が行われました。この日も主張の整理が行われました。

次回は、9月11日(火)午後3時からです。

(なお、前回と同じ内容です)



## 次回会員会議のご案内

日 時 9月20日(木)午後6時～  
場 所 和歌山合同法律事務所・会議室

(※前号のニュースでは13日としていましたが  
上記のとおり20日の誤りです。ご注意ください。)

こぞってご参加下さい。